

特殊詐欺等の被害防止の対策強化として、
「大阪府安全なまちづくり条例」が一部改正されました。

大阪府内の特殊詐欺等の被害が危機的状況！

令和6年(2024年)の大阪府内の特殊詐欺被害金額は**約61億**。
被害認知件数は約2,644件となり、被害金額は毎年増加傾向にあります。

主な改正内容

対策1 高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作することの禁止

事業者は禁止のための措置を講じる義務があります。
高齢者(65歳以上)の方は通話しながらATMを操作してはいけません。
令和7年(2025年)8月1日施行

対策2 金融機関による通報等

金融機関は、特殊詐欺等の被害のおそれを認めた場合、警察への通報等の義務があります。
令和7年(2025年)8月1日施行

対策3 ATMでの振込上限額の設定

ATMでのキャッシュカードによる振込みが1日あたり10万円以下に制限されます。(以下のいずれにも該当する人が対象)

- ・70歳以上
 - ・3年間ATM振込なし
 - ・大阪府内に居住
- ※一部例外あり

令和7年(2025年)10月1日施行 ※半年間の経過措置あり

対策4 プリペイド型電子マネー販売時の確認

5万円以上の電子マネー販売時には、特殊詐欺等の被害のおそれがないか確認を行う義務があります。

購入者は、確認に応じる義務があります。

令和7年(2025年)8月1日施行

詳しくは、条例改正の詳細は「大阪府・大阪府警察各ウェブサイト」をご覧ください。

問い合わせ：大阪府治安対策課 06(6944)6512



○豊中市立生活情報センターくらしかん
消費生活相談窓口：06(6858)5070
月曜～金曜 9時～17時(祝日、年末年始を除く)

